

議案第 4 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の
一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の改正及び高等学校等修学支援
事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の開始に伴い、授業料等の減免申請に
係る提出書類を定めた規定及び様式を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「第2条第1項第3号から第5号までに該当する者は」を「同項第2号に該当する者は第1号及び」に、「第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び」を「同項第3号から第5号までに該当する者は」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることができる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類）

第6条第2項第1号中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項第2号中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「つど」を「都度」に改める。

第7条第1項ただし書中「第2条第2項第2号」を「同項第2号」に改め、「及び第2号」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明するに足りる書類

第7条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項第1号中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項第2号中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「つど」を「都度」に改める。

第8条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第4項中「第6号様式）」を「第5号様式）」に、「第6号様式の2」を「第6号様式」に改める。

第15条第1項中「つど」を「都度」に改める。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式から第6号様式までを1様式ずつ繰り上げ、第6号様式の2を第6号様式とする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁教育支援課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）の改正及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の開始に伴い、授業料等の減免申請に係る提出書類を定めた規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 授業料等減免に係る提出書類を整理する。（第6条及び第7条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第6条、第7条、第8条及び第15条）
- (3) この規則は、令和2年7月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第89号）
高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱

5 関係各課との調整状況

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（免除又は減額の対象）</p> <p>第2条～第5条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（免除又は減額の対象）</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産等の家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者</p> <p>(3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に定める者に該当しない者</p> <p>(4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者</p> <p>(5) 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。</p>

イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目の単位数及び履修を開始した科目の単位数並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超えること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者
- 2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

第3条～第5条（略）

（免除の申請手続）

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しななければならない。ただし、同項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を、同項第3号から第5号までに該当する者は第2号の書類の提出を要しない。

(1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書の他の書類）

(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しななければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第2号様式）

(2) 授業料等減免調書（第3号様式）

3 （略）

（免除の申請手続）

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しななければならない。ただし、第2条第1項第3号から第5号までに該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

(1) 市町村民税所得割額を証明するに足りる書類

(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しななければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第3号様式）

(2) 授業料等減免調書（第4号様式）

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は、第1号の書類の提出を要しない。

(1) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明するに足りる書類(削る。)

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書(第2号様式)

(2) 授業料等減免調書(第3号様式)

3 (略)

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料等減免承認通知書(第4号様式)により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 第2条第2項第2号に該当する場合は、校長は授業料等の免除の決定をすることができ。

会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第2項第2号に該当する者は、第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

(1) 家庭状況調書(第2号様式)

(2) 市町村民税課税証明書及び固定資産についての市町村長の証明書

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書(第3号様式)

(2) 授業料等減免調書(第4号様式)

3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料等減免承認通知書(第5号様式)により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 第2条第2項第2号に該当する場合は、校長は授業料等の免除の決定をすることができ。

<p>4 校長は、前項の規定により授業料等の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書（<u>第5号様式</u>）により通知するとともに、授業料等免除決定報告書（<u>第6号様式</u>）により教育委員会に報告するものとする。</p>	<p>4 校長は、前項の規定により授業料等の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書（<u>第6号様式</u>）により通知するとともに、授業料等免除決定報告書（<u>第6号様式の2</u>）により教育委員会に報告するものとする。</p>
<p>第9条～第14条（略）</p> <p>（証明手数料）</p>	<p>第9条～第14条（略）</p> <p>（証明手数料）</p>
<p>第15条 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料は、校長が次の各号のい ずれかに該当する証明書を、在籍する生徒以外の者に発行するときに、その<u>都度</u>徴 収する。ただし、沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校の卒業者が卒業した月の末 日までに卒業した当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。</p>	<p>第15条 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料は、校長が次の各号のい ずれかに該当する証明書を、在籍する生徒以外の者に発行するときに、その<u>つど</u>徴 収する。ただし、沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校の卒業者が卒業した月の末 日までに卒業した当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。</p>
<p>(1)～(4)（略）</p>	<p>(1) 卒業又は修了に関する証明書 (2) 学校成績証明書（大学等の入学に要する調査書を含む。） (3) 単位修得証明書 (4) 人物又は身上に関する証明書</p>
<p>2（略）</p>	<p>2 校長は、国（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体の機関から前項の証明書の発行を求められた場合その他教育委員会が特に必要と認める場合は証明手数料を免除することができる。</p>
<p>第16条（略）</p>	<p>第16条（略）</p>
<p>第1号様式（略） （削る。）</p>	<p>第1号様式（略） 第2号様式（<u>第7条関係</u>）</p>

家庭状況調査書

年 月 日

〇〇高等学校 院 保護者氏名 印

下記のとおり記載をお願いします。

1 家族状況		2 第2親戚状況		3 健康・手当等		4 資産状況	
氏名	住所	氏名	住所	内 容	内 容	金 額	金 額

※1 家族状況は、世帯単位で記載してください。
 ※2 贈与(財産等)は、氏名は記載し、内容・金額は記入してください。
 ※3 年々変動する資産は、その年度の平均額を記入し、その年々の変動額も記入してください。

- 第3号様式 (第6条、第7条関係) (略)
- 第4号様式 (第6条、第7条関係) (略)
- 第5号様式 (第8条関係) (略)
- 第6号様式 (第8条関係) (略)
- 第6号様式の2 (第8条関係) (略)
- 第7号様式～第11号様式 (略)

- 第2号様式 (第6条、第7条関係) (略)
- 第3号様式 (第6条、第7条関係) (略)
- 第4号様式 (第8条関係) (略)
- 第5号様式 (第8条関係) (略)
- 第6号様式 (第8条関係) (略)
- 第7号様式～第11号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所をアンダーラインを引くこと。